

2020年4月24日
株式会社CDエナジーダイレクト

新型コロナウイルス感染拡大に伴う 電気料金およびガス料金の特別措置について

当社は、3月23日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金およびガス料金の支払期限日の特別措置*1について発表しましたが、この度、政府の緊急事態宣言発令を受けた経済産業省からの要請を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を講じます。

1. 電気料金およびガス料金について

- ① 2020年2月、3月、4月検針分の電気料金およびガス料金について、支払期限日*2を2ヶ月間延長します。（従来は1ヶ月間の延長）
- ② 2020年5月検針分の電気料金およびガス料金について、支払期限日*2を1ヶ月間延長します。

2. お申し出によって今回の措置を適用させていただくお客さまについて

新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度*3の貸付がなされているお客さまであって、一時的に料金の支払いが困難であり、当社に特別措置適用のお申し出をされたお客さまに適用いたします。

※3月23日の発表*1を受けて、すでに支払期限日の1ヶ月間延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を2ヶ月間に変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。

※上記の対象に該当しない場合でも、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス料金のお支払いが困難なお客さまはご相談ください。

3. お申し出方法について

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、当社お客さまセンター（0120-811-792、受付時間 平日 9:00～19:00、土・日・祝 9:00～17:00）までご連絡ください。

*1 3月23日の発表内容

https://www.cdeditdirect.co.jp/assets/pdf/corpo/release/200323_press.pdf

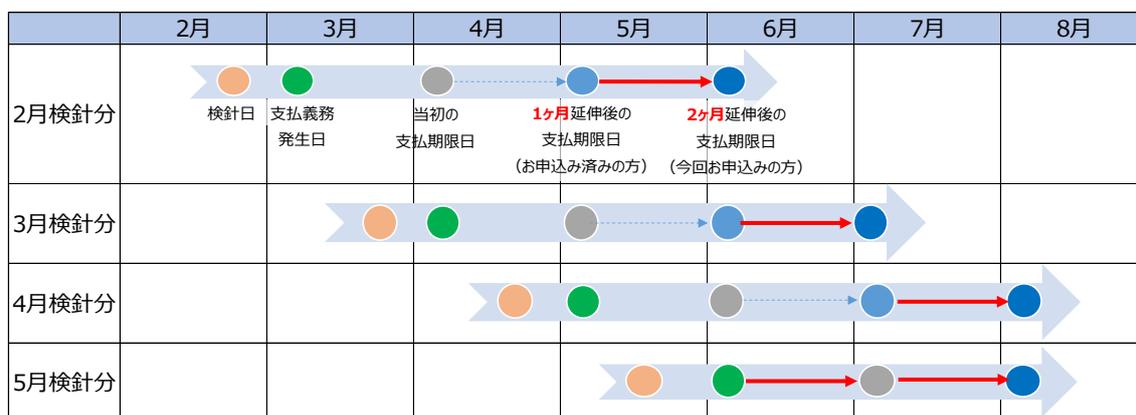
*2 支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して30日目をいいます。支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

*3 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付が必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付等を行う制度（2020年3月25日に受付が開始される新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

（ご参考：今回の措置による支払期限日の変更）



-----> : 前回 (3/23) 発表内容
-----> : 今回発表内容

以上